

# 利倉清豊苑 短期入所利用料金(1日あたり)(別紙①)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度別基本単位	512	636	682	839	822	889	956
加算	夜勤職員配置加算(Ⅱ)			18			
	看護体制加算(Ⅰ)						
	看護体制加算(Ⅱ)						
	看護体制加算(Ⅲ)						
	看護体制加算(Ⅳ)						
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6					
合計単位	508	631	700	857	840	907	974
介護職員処遇改善加算Ⅰ (合計単位×8.3%)	43	53	58	71	69	75	80
総額	¥5,873	¥7,291	¥8,080	¥8,858	¥9,689	¥10,468	¥11,235
保険給付額	¥5,286	¥6,562	¥7,272	¥7,972	¥8,720	¥9,421	¥10,112
自己負担額	¥587	¥729	¥808	¥886	¥969	¥1,047	¥1,124
居住費	¥3,000/日						
食費	¥1,600/日						
日額	¥5,187	¥5,329	¥5,408	¥5,486	¥5,569	¥5,647	¥5,724

※加算について

<b>サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</b> 看護・介護職員のうち常勤職員が75%以上配置している場合	¥7/日
<b>夜勤職員配置加算(Ⅱ)</b> 夜勤職員が最低基準を1人以上上回っている場合	¥20/日
<b>看護体制加算(Ⅰ)</b> 常勤看護師を1人以上配置している場合	¥5/日
<b>看護体制加算(Ⅱ)</b> 看護職員を常勤換算方法で入居者数が25またはその端数を増すごとに1人以上配置、最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している場合、または看護職員の24時間連携体制を確保している場合	¥9/日
<b>看護体制加算(Ⅲ)</b> ・看護体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たすこと ・中重度者受け入れ要件…前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護度3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること	¥13/日
<b>看護体制加算(Ⅳ)</b> ・看護体制(Ⅱ)の算定要件を満たすこと ・中重度者受け入れ要件…前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護度3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること	¥26/日

※看護体制(Ⅲ)及び看護体制(Ⅳ)を同時に算定することは可能  
看護体制(Ⅰ)及び看護体制(Ⅲ)を同時に算定することは不可  
看護体制(Ⅱ)及び看護体制(Ⅳ)を同時に算定することは不可

※その他の加算

<b>療養食加算</b> 医師の指示に基づく療養食を提供することでの加算 (1日3食を限度とし1食を1回として1回単位の評価とする)	¥10/回
<b>送迎加算</b> 自宅から施設間の送迎サービスを行った場合	¥199(片道)

\*上記加算には4級地加算・介護職員処遇改善加算Ⅰ(基本単位×8.3%)を含んでいます。

※その他費用

<b>電気代</b> 1品目につき テレビレンタル代	¥10/日 ¥40/日
<b>理美容・娯楽費</b> 実費となります。	